

砥部町教育寮トベリエ 寮生活のしおり



TOBE から世界へ。

砥部町地域振興課

2026年1月8日改訂

1 寮の概要

所 在 地：愛媛県伊予郡砥部町五本松2番地1

松山南高等学校砥部分校から800m 徒歩約10分

寮生定員：各学年15名（45名）

建物構造：鉄骨造2階建（宿舎棟と共用棟の2棟建）

【宿舎棟】

- ・寮生の居室：個室1K 約4.5畳
- ・居室備品：ベッド・マットレス・机・椅子・チェスト・両開き扉収納庫
クローゼット・エアコン・Wi-Fi・カーテン・ユニットバス（浴室乾燥機付）
簡易キッチン（IHコンロ・小型冷蔵庫付）・トイレ・洗面化粧台・電気温水器
洗濯機設置台「64cm×64cm」※洗濯機はありませんので準備をお願いします。

【共用棟】

- ・食堂（約70席）・多目的ホール
- ・共用備品：テレビ・プロジェクタ・AED・冷蔵庫・オーブンレンジ・炊飯器
ホットプレート・電気ケトル・オーブントースター

2 寮費

月額58,000円（令和7・8・9年度）

※令和10年度以降見直しを行うことがあります。

※平日の朝夕の食事代、光熱水費を含みます。

※寮費は、寮運営日数等に関わらず、毎月同額です。

※寮費の日割り計算及び還付は行いません。

※寮費は、口座引落となります。（令和8年4月分から）

3 寮の運営休止期間

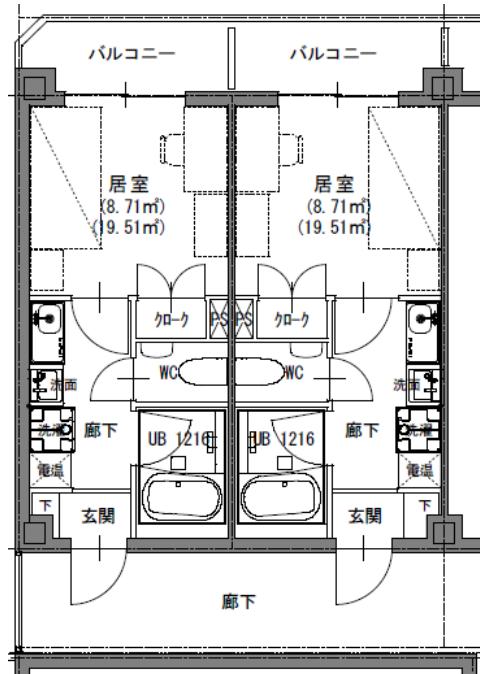
(1) 夏季休業期間：お盆休みの期間（一週間程度）

(2) 冬季休業期間：年末年始

※運営休止期間は寮を施錠します。

4 松山南高等学校砥部分校 時程表（例）

時 程	日 課
8：30～8：40	S H R
8：50～9：40	1限
9：50～10：40	2限
10：50～11：40	3限
11：50～12：40	4限
12：40～13：25	昼休み
13：30～13：40	清掃
13：45～13：55	クロッキー
14：00～14：50	5限
15：00～15：50	6限
17：30	完全下校時間



5 起床・消灯時間

起床6：30 消灯23：00

※土日・祝日は点呼までに起床

6 安否確認（点呼）

1日2回、寮職員が点呼を実施します。

朝7：00（平日） 夜21：00

朝9：00（土日・祝日） 夜21：00

※点呼は安否確認と健康状態の確認のために実施します。時間までに食堂に集合してください。

7 食事

共用棟の厨房で調理した食事を平日の朝と夕方に提供します。

（土日・祝日は除きます。）

朝食（寮） 7：00～ 8：00

夕食（寮） 18：30～19：30

※昼食は、砥部町学校給食センターが調理した食事を希望者に対し学校で提供します。なお、昼食代は寮費に含まれませんので別途実費負担となります。

※土日・祝日の食事の提供はありません。

※朝食及び夕食を欠食する場合は、寮職員に1週間前までに届け出ください。

8 門限

21：00

※遅れる場合は、寮職員に必ず連絡してください。

※門限後の外出は原則禁止します。（翌朝6時まで）

※部活動など特別な理由で遅くなる場合は、事前の申請をもって対応します。

※帰省先から帰寮する際は、保護者同伴の場合に限り門限を22時までとします。

9 風呂の使用

原則22：30まで

※ドライヤーなどの音のするものは消灯後の使用を控えてください。

10 洗濯機の使用

原則22：30まで

11 居室の清掃

居室は3年間使用します。定期的に清掃を行ってください。毎週土曜日の点呼後に寮職員による居室点検を行いますので、指示に従ってください。

12 寮生の居室の使用及び持ち込み禁止物について

(1) 電気、水道等は節度をもって使用してください。夏場、冬場などの登校時に寮生の居室の空調を消し忘れた場合は、寮職員が居室に入る場合があります。

- (2) 寮の施設設備は丁寧に取り扱いください。許可なく寮生の居室の壁などに工作、付設をしてはいけません。また、壁面、机その他すべての場所や備品を傷つけたり、落書きをしたりしてはいけません。過失で破損してしまった場合は、速やかに寮職員に報告してください。故意に寮内の備品等を破損させた場合は、保護者に請求する場合があります。
- (3) 退寮の際は、原状回復のため業者による清掃を行います。清掃費用は保護者に請求します。
- (4) 寮生の居室は施錠可能ですが、貴重品の持ち込みや多額の現金の保管は控えてください。
- (5) ベッドとマットレスは備付ですが、シーツや布団は各自でご用意いただき、定期的にシーツ等の洗濯・交換を行い清潔な状態を保ってください。
- (6) 電子レンジ、トースター、ホットプレート、電気ストーブ等の消費電力が高い電気製品及びガスコンロ等の火気器具は持ち込めません。
ただし、炊飯器及び電気ケトルの持ち込みは可能としますが、IHコンロ、炊飯器、電気ケトルの同時使用及び居室スペースでの使用はできません。
※鍵の複製は禁止します。（紛失時は実費を弁償していただきます。）
※寮内で起きた私物などの盗難等について、責任は一切負えません。なお、盗難が発生した場合は、速やかに警察に通報します。

13 共用棟の使用について

<食堂>

食事は配膳カウンターでおかずを受け取り、ご飯、汁物は寮生が自ら盛付してください。食事後は寮生が所定の場所に食器等を返却してください。

※厨房設備は委託業者の専用設備となりますので、寮生が使用することはできません。

<多目的ホール>

限られたスペースですので、独占するようなことはなく、寮生間で協力しながら使用してください。

※プロジェクタ等を使用したい場合は、寮職員に申し出ください。

※食堂のスペースや多目的ホールは、寮生以外でも使用可能としています。寮生以外の砥部分校生や地域住民との交流の場として共用棟を活用できます。

14 生活指導について

- (1) 23時の消灯後、寮職員が宿舎棟内の巡回を行います。
- (2) 寮則や本しおりに記載された規定に違反したり、ルールを守らなかつたりした場合は、寮職員から指導がなされます。また、学校による生徒指導が必要であると判断した場合は、松山南高等学校砥部分校に情報提供し、砥部町役場担当課と協議のうえ対応を申し渡します。退寮となる場合もあります。
- (3) 寮の安全確保のため、寮職員又は砥部町役場担当職員が必要と判断した場合には、本人の意思に関係なく寮生の居室に入室する場合があります。

15 Wi-Fi、スマートフォンなどの利用・SNS発信について

- (1) 規則正しい生活のため、Wi-Fi の使用時間は、消灯時間までとします。
- (2) 携帯電話での通話は原則として、各自の寮生の居室で行ってください。
- (3) スマートフォンやゲームの使い方や使用時間については、各家庭でもご指導をお願いします。なお、指導を行っても改善せず、学校生活や寮生活に著しく支障を来たす場合は退寮していただくことがあります。
- (4) 生徒による寮生活に関するSNS発信は、原則として制限しません。しかし、他人の顔写真を無断で掲載した場合、他人や地域を誹謗中傷したり公序良俗にふさわしくない内容が発覚した場合は、厳重に注意を行います。

16 学校からの連絡や学校への提出物について

- (1) 学校生活等に関する情報や配布物については、原則として生徒自身が責任をもつて保護者に連絡してもらいます。寮職員から都度連絡を行うことはありません。
- (2) 保護者の署名及び捺印を必要とする学校提出書類に関しては、保護者の許可を得て、寮職員が代理署名を行う場合があります。

17 外泊及び時間外の外出について

- (1) 学校生活に伴う外泊の場合（部活動の大会、校外研修など）、学校責任者が出す参加承諾書を生徒から寮職員へ提出してください。この書面確認をもって寮への外泊届け出とみなします。
- (2) 保護者の要請による外泊の場合（大学見学・帰省など）、前週の木曜日までに、所定の外泊届を寮職員に提出するとともに、必ず保護者から寮職員に連絡をしてください。家庭の事情等で急遽予定が決まった場合などは、速やかに寮職員に連絡し、外泊届を提出してください。
- (3) 部活動や家庭の事情等で時間外の外出を希望する場合は、事前に所定の時間外外出許可願をその都度、寮職員に提出してください。

18 病気や災害などの非常時について

<災害時の対応>

台風接近時などは、厳重に寮の防災対策を行います。警報発令中は特に寮職員及び砥部町役場担当課職員の指示に従っていただきます。場合によっては、避難することがあります。

<体調不良時の対応>

- (1) 緊急の場合を除き、寮では薬や絆創膏などを提供しません。寮生は各自で必要な常備薬や救急グッズ、体温計などを準備してください。
- (2) 原則として、体調は各自で管理を行ってもらいます。ただし、体調がすぐれない時は、早めに寮職員に申し出た上で、相談を行ってください。
- (3) 急な体調不良により病院を受診する場合は、寮生本人若しくは寮職員から保護者に連絡を行います。寮生本人の体調を鑑みながら、付き添いなどを適切に行います。

- (4) 診断結果により、寮内で安静にしておけるようであれば学校を欠席し、寮で静かに休ませます。なお、伝染病と診断された場合や寮での療養が困難な状態においては、寮・学校・保護者・医療機関等で協議の上、対応を決定します。

19 寮での事故等について

- (1) 寮の設備等の不備が原因により発生した事故については、通院等適切な対応を行い、町が加入している保険で対応します。
- (2) 喧嘩など個人間でのトラブルや居室内で発生した町に故意又は過失の無い自己責任による事件・事故については、通院等の適切な対応を行いますが、町は一切責任を負いません。

20 その他

<禁止事項>

- (1) 寮生以外の学生等が宿舎棟へ出入りすること及び寮生が他の寮生の部屋へ出入りすることは禁止します。
- (2) 寮内でペットを飼うことは禁止します。
- (3) 異性の区分けスペースへの立ち入りを禁止します。
- (4) 寮生間の金銭、物品、衣服等の貸借・交換・譲渡等は原則禁止します。

<注意喚起>

- (1) 寮生の居室の施錠は、各自の責任において実施し、鍵の管理には十分に注意してください。なお、長期外泊など特別な事情があるときは、鍵を寮職員に預けることができるものとします。
- (2) 寝具や洗剤、タオル、飲料水、居室の清掃用具などの生活用品は、各自でご用意ください。
- (3) 寮生は、地域の模範となるよう心掛けてください。

<砥部町教育寮トベリ工管理者>

砥部町役場 地域振興課

電話:089-962-7250

E-MAIL:023chiiki@town.tobe.ehime.jp